
広域（民間）物資拠点
支援物資の受入れマニュアル
（ひな型案）

平成25年3月11日（月）

南海トラフ巨大地震等に対応した

支援物資物流システムの構築に関する四国ブロック協議会

県編

I. ○○県における物資供給体制の全体像

(1) 広域物資拠点（県外からの支援物資を受け入れる拠点）

【行政の拠点】

施設名	住所
○○総合運動場	○○市□□□1-2-3

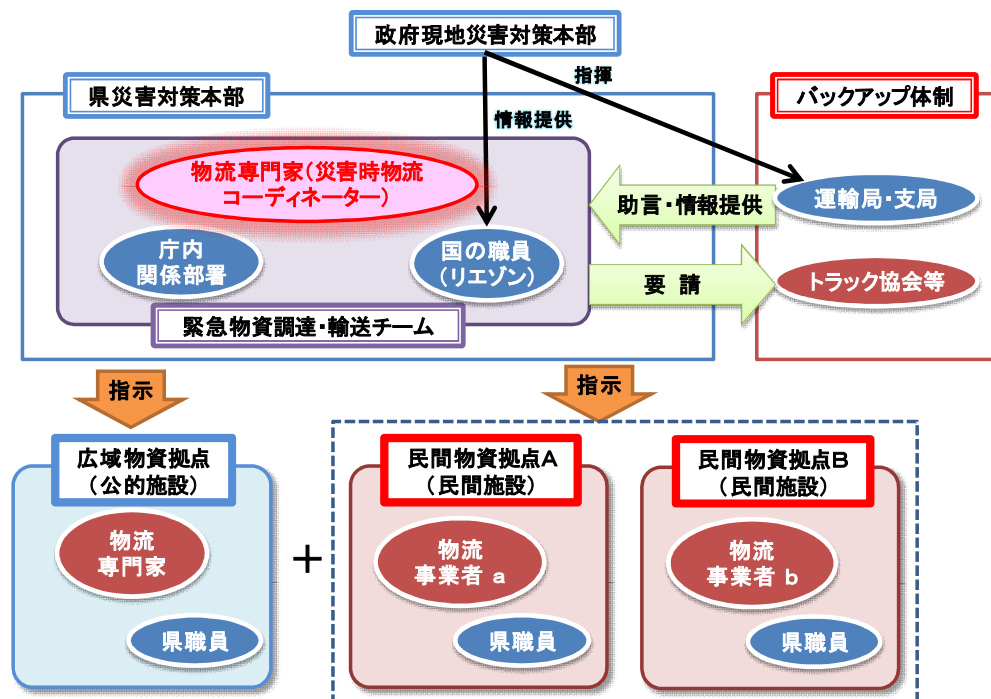
【民間事業者の拠点（候補施設）】

事業者名・施設名	住所
○○(株)□□ターミナル	○○市□□□3-2-1

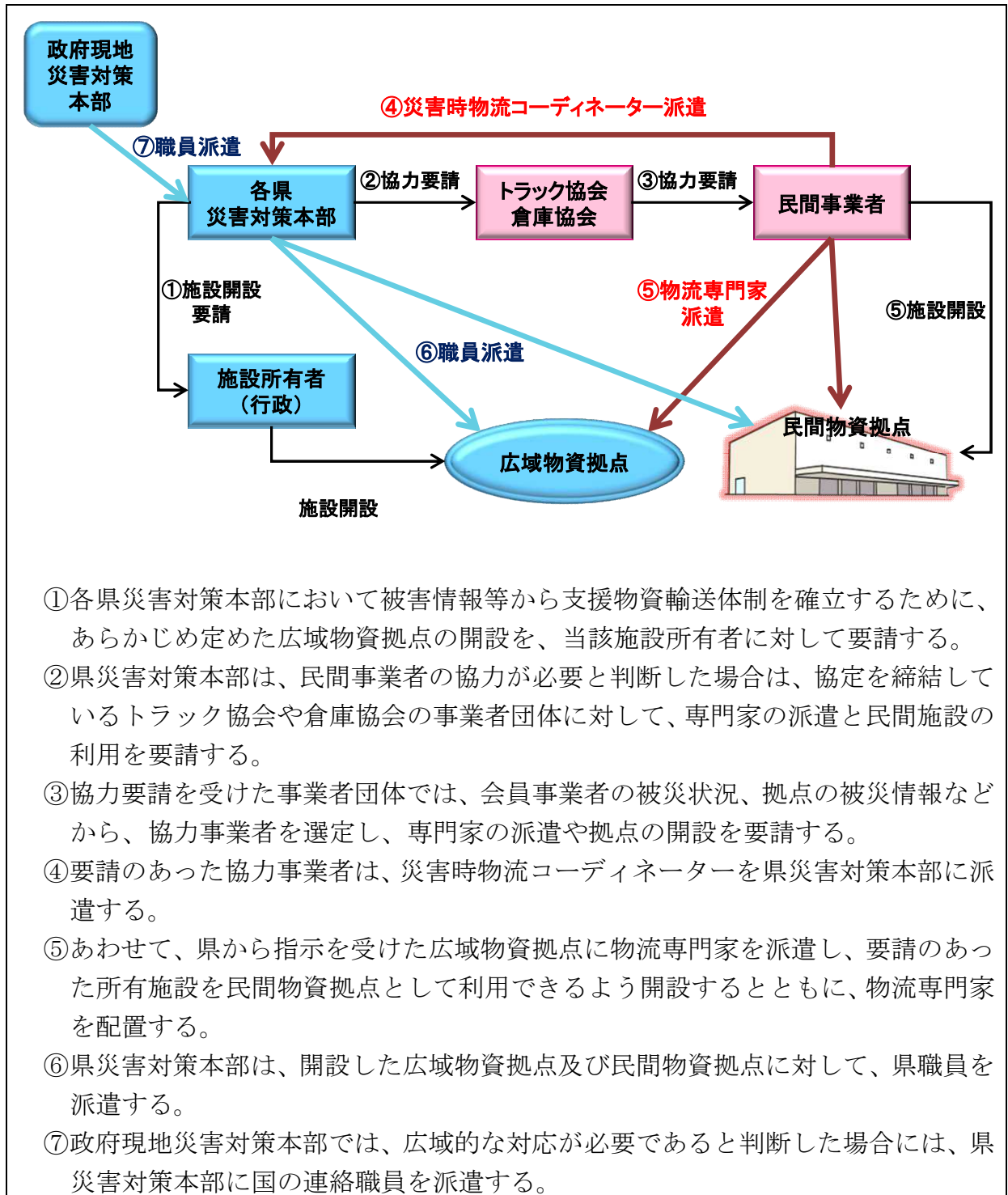
(2) 二次物資拠点（避難所に配送する支援物資を受け入れる拠点）

施設名	住所
○○公園	○○市□□□1-2-3

【県災害対策本部と関係機関、広域物資拠点、民間物資拠点との関係図、体制】



【体制確立までの流れ】



Ⅱ. 支援物資の受入れ、配送

1. 初動対応～緊急物資調達・輸送チームの立ち上げ

(1) 庁内体制の立ち上げ

各県で定めた初動対応に応じて、参集、被害情報収集、災害対策本部の設置等を行う。その中で、支援物資の調達、配送の役割を持つ「緊急物資調達・輸送チーム」を立ち上げる。

緊急物資調達・輸送チームの庁内関係部署としては、次の部署が参画し、組織横断的なものとするのが望ましい。

緊急物資調達・輸送チームの県庁内部署とその役割

県庁内担当部署	支援物資受入れにおける役割
〇〇部◇◇班	県内市町村の被害情報や避難所情報、必要物資情報等の収集・整理
〇〇部◇◇班	他の行政機関、関係事業者・団体への情報の共有
〇〇部◇◇班	県内の物資配分・輸送計画の作成、必要な物資の調達（協定業者への要請等）、広域からの支援物資に関する情報収集・整理・調達（国や他の都道府県への要請等）
〇〇部◇◇班	緊急輸送道路等の道路の被害情報、復旧情報の収集・整理、輸送可能ルートの整理
〇〇部◇◇班	港湾施設の被害情報、復旧情報の収集・整理
〇〇部◇◇班	輸送手段（トラック、船舶、ヘリコプター等）の調達（協定業者への要請等）

【チームの活動場所】

緊急物資調達・輸送チームは、〇〇室に参集し、連携して支援物資の受入活動を行う。

(2) 外部人材の受入れ

初期段階で収集した概略被害情報から、大規模な災害が発生していると判断される場合は、直ちに協定締結物流事業者に対して協定に基づく支援を連絡し、まず災害時物流コーディネーターの派遣を要請する。

災害時物流コーディネーターが派遣されてきた場合、速やかに緊急物資調達・輸送チームに受け入れる。

また、四国運輸局からリエゾン職員が派遣されてきた場合は、この職員も速やかに緊急物資調達・輸送チームに受け入れる。

【連絡先】

〇〇県トラック協会	電話：
四国運輸局環境・物流課	電話：087-825-1173 F A X：087-822-3412

① 災害時物流コーディネーターの受入れ

緊急物資調達・輸送チームは、締結している災害時協定に基づき、物流事業者団体（トラ協・倉庫協等）に対して、「災害時物流コーディネーター派遣要請書」により災害時物流コーディネーターの派遣を要請する。

☞ 様式 1 参照

災害時物流コーディネーターの役割

状況に即応した支援物資物流体制構築のための助言で、具体的な内容は下記のとおり。

- ・ 広域からの支援物資の受入れ拠点（広域物資拠点及び民間物資拠点）確保のための調整
- ・ 広域物資拠点及び民間物資拠点の役割分担、機能分担の調整
- ・ 物資配分計画の立案支援
- ・ 輸送手段（県内輸送、避難所まで配送）の調達・調整

② 国のリエゾン職員の受入れ

大規模な災害が発生した場合には、国は政府現地災害対策本部との連絡役となる国のリエゾンを派遣することとなっている。緊急物資調達・輸送チームは、国のリエゾンを受入れ、全国から配送される支援物資に関する情報の入手、全国から調達必要な物資需要の伝達を行う。

国の職員(リエゾン)の役割

広域から配送される支援物資に関する情報収集・整理、その他、広域からの支援物資物流に関する情報の収集・整理

(3) 外部機関との連携体制の構築

緊急物資調達・輸送チームは、応援協定締結団体などとの連絡体制を構築する。

また、国の緊急災害対策本部等の設置動向に留意し、特に支援要請の窓口となる緊急災害現地対策本部（東南海・南海地震の場合は香川県高松サンポート合同庁舎）の設置状況について確認（確認は災害対策本部事務局部署が行う）し、設置されている場合は、その連絡体制を構築する。

2. 被害状況等の把握・収集

(1) 県内市町村の被災状況の把握及び必要物資量の概算

緊急物資調達・輸送チームは、県内市町村の被災状況（被災者、避難者、備蓄の被害状況等）を災害対策本部の情報収集担当班から把握し、必要とされる物資必要量の概算を推定する。この段階では、個々の市町村からの物資需要ではなく、県内全体の物資量を大まかに推定し、県外からの物資の調達・受入れの必要性を判断するために行うものである。

(2) 道路、港湾、鉄道貨物駅等の被害状況の把握

物資輸送の際に重要な役割を果たす、道路（特に緊急輸送道路に留意）、県内港湾、鉄道貨物駅、漁港等の被害状況について、災害対策本部内のそれぞれの担当部署から情

報を収集する。

収集した情報をもとに、緊急輸送道路や港湾等のうち実際の緊急輸送に使用が可能な緊急輸送ルートを「緊急輸送ルートマップ」として地図上にとりまとめる。

以後、情報が更新されるごとに、あるいは1日ごとに緊急輸送ルートマップを逐次修正する。

(3) 広域物資拠点の被災状況把握、活用可能性の判断

緊急物資調達・輸送チームは、あらかじめ定めた広域物資拠点（候補地含む）の被災状況を収集・把握し、広域物資拠点として活用が可能かどうかを判断する。なお、被災状況の把握に際して、避難者の有無（避難者がいる場合はそのおおむねの人数）も把握しながら、活用可能性を判断する。

広域物資拠点候補施設リスト

広域物資拠点	住所	連絡先
〇〇体育館	住所	電話番号
□□センター		

(4) 民間物資拠点活用の必要性の判断

緊急物資調達・輸送チームは、広域物資拠点の活用可能性の判断とあわせ、四国運輸局及び物流事業者団体から、あらかじめ候補に挙げた民間物資拠点の被災状況、活用可能性について情報を収集する。

物資必要量、広域物資拠点の被災状況をふまえ、広域物資拠点が使用できない、あるいは広域物資拠点だけでは必要な物資量を受け入れることが困難と判断される場合は、民間物資拠点の活用の必要性を判断する。

民間物資拠点候補施設リスト

民間物資拠点	住所	連絡先
〇〇株式会社ターミナル	住所	電話番号
□□株式会社倉庫		

(5) 市町村からの物資ニーズの把握、一元化

緊急物資調達・輸送チームは、市町村からの物資調達要請状況の情報収集を行い、物資要請ニーズの概況を把握、整理する。特に、地域別の傾向に注意して整理する。

なお、この作業は（3）及び（4）の作業と平行して行う。

(6) 物資に関する協定締結先の被害状況の収集

緊急物資調達・輸送チームは、物資（飲料水、食料、生活必需品）調達について協定を締結している団体の被害状況（概況）を収集する。

被害状況の収集とあわせて、被害の少ない協定締結事業者からは、提供可能な物資と物資量の目安を把握する。

物資提供協定締結事業者リスト

民間事業者名	根拠協定	連絡先
〇〇株式会社	□□に関する協定	電話

(7) 県内不足分の算定

緊急物資調達・輸送チームは、県の備蓄量及びその被害状況と協定締結団体等からの提供可能な物資量をもとに、県内での物資の調達可能量の推計を行う。また、市町村等からの物資調達要請の概況をもとに、物資不足分の算定（概算）を行う。

3. 広域物資拠点、民間物資拠点の選定、開設要請

(1) 拠点の選定

緊急物資調達・輸送チームは、被災状況と必要な物資ニーズをふまえ、必要かつ適切な広域物資拠点及び民間物資拠点を選定する。

広域物資拠点を選定した場合は、拠点施設保有者に対して開設準備を指示するとともに、協定締結物流事業者団体に対して、物資輸送手段の調達と輸送実施、当該拠点への物流専門家の派遣を要請する。ただし、物資輸送手段については、配分計画が定まった後に場所と台数を伝達するため、この時点では事前の準備を依頼する。

民間物資拠点を選定した場合は、協定締結物流事業者団体に対して、「民間物資拠点開設要請書」により拠点の開設を依頼する。この場合、民間物資拠点の運営は、当該施設の物流事業者が行うことになる。

➡ 様式 2 参照

(2) 広域物資拠点及び民間物資拠点への職員の派遣

広域物資拠点及び民間物資拠点の開設準備（準備完了の連絡受領後）にあわせ、物流事業者（物流専門家）との連携担当となる県職員を派遣する。

派遣職員は、可能な限り次のものを持参し、現地に赴任する。

パソコン（通信機能付き）、衛星携帯電話、延長コード、電源、バッテリー
 パソコン内部には、物資拠点における「在庫管理表」等の様式が保存されていること。
 ただし、民間物資拠点を使用する場合は、当該事業者の在庫管理システムを使用することも考えられる。

➡ 様式 9 参照

4. 物資の調達要請

(1) 物資に関する協定締結先への支援要請

緊急物資調達・輸送チームは、物資（飲料水、食料、生活必需品）調達について協定を締結している団体に対して、物資の調達を要請する。

(2) 県外に対する広域調達の要請

緊急物資調達・輸送チームは、供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合、広域からの物資調達を決定する。その際、県内不足分の概算値をベースに、国のリエゾン職員を通じて国の緊急災害現地対策本部に「物資調達シート」により物資調達を要請するとともに、協定締結先である他府県に対しても物資調達を要請する。

要請に際しては、配送先を県外からの支援物資の受入が可能な広域物資拠点（民間物資拠点）を指定する。

☞ 様式 7 参照

応援協定の締結先

協定名	協定先	連絡先
中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会	

(3) 県外からの広域調達物資の収集・確認

広域から調達要請した場合、当該機関からの調達できた物資と物資量、おおむねの到着時間について連絡を受ける。

5. 物資輸送手段等の確保

(1) トラックの確保

緊急物資調達・輸送チームは、〇〇県トラック協会等に対し輸送に必要な車両の提供を要請する。要請にあたっては、文書（「民間物資輸送等要請書」）による要請を基本とするが、緊急を要する場合には口頭で要請を行い、事後、文書により要請を行う。

また、要請を行った団体からは「緊急物資輸送等回答書」を受け取り、適切に保管する。

☞ 様式 4、様式 5 参照

輸送、車両確保等に関する協定締結事業者リスト

民間事業者名	根拠協定	連絡先
〇〇県トラック協会	□□に関する協定	電話
〇〇株式会社	□□に関する協定	電話

(2) フォークリフト等の確保

広域物資拠点で物資の受入れを行う場合、荷役作業を効率的に行うため、フォークリフト等の荷役機器の提供、拠点への搬送及び活用を、〇〇県トラック協会に要請する。

なお、民間物資拠点で物資の受入れを行う場合は、当該施設にある荷役機器を活用す

るよう、施設管理事業者に要請する。

6. 広域物資拠点における物資の受入れ、配分

(1) 市町村からの具体的物資ニーズの把握（以後、継続）

緊急物資調達・輸送チームは、市町村から物資要請に関する具体的な情報の受入れを行う。市町村からの要請受入にあたっては、「物資要請シート」に基づいて行う。（あらかじめ市町村に様式を周知、市町村地域防災計画に記載しておくことが望ましい。）

☞ 様式8参照

(2) 物資配分計画の策定

緊急物資調達・輸送チームは、市町村からの物資要請と、協定事業者や広域から調達可能な物資の内容をふまえ、市町村への配分計画を策定する。配分計画には、配送先の優先順位を明確にするとともに、広域からの調達物資量と到着広域物資拠点（民間物資拠点）名も明記する。これらを作成する際には、災害時物流コーディネーターの助言を得ながら行う。

配分計画で定める事項

①配送先名	②品目及び数量	③調達目標日	④連絡先・担当者	⑤輸送方針
-------	---------	--------	----------	-------

(3) 緊急輸送ルートマップの作成

緊急物資調達・輸送チームは、配送先と道路の被害情報から、緊急輸送道路の中から、実際の緊急輸送に使用が可能な緊急輸送ルートを整理する。また必要に応じて、これらを代替できるルートについても整理し、緊急輸送ルートマップ（地図）として整理する。

以後、要請、調達状況、輸送路の復旧状況に応じて、配分計画及び緊急輸送ルートマップを逐次修正する。

(4) 支援物資の受入れ、荷卸し、仕分け、保管、配送

広域物資拠点又は民間物資拠点における支援物資の受入れ、荷卸し、仕分け、保管、配送については、配分計画及び輸送方針をもとに、各拠点にいる民間事業者等に管理・運営を委ねる。

【広域防災拠点（民間物資拠点）派遣職員の役割】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○物資配分計画、輸送方針の受取、事業者への連絡、内容調整○物流事業者と連携しながら拠点における物資の管理○配送状況、在庫状況等の緊急物資調達・輸送チームへの連絡 |
|--|

(5) 輸送実施の進行管理

緊急物資調達・輸送チームは、広域物資拠点（民間物資拠点）から届く、物資配送の実施状況をもとに、市町村別の物資ニーズと実際に配送した物資について記録する。

なお、県外からの支援物資が到着した連絡が広域物資拠点（民間物資拠点）からあった場合は、到着したことを当該支援組織に対して連絡する。

物流事業者団体編

I. ○○県における物資供給体制の全体像

(1) 広域物資拠点（県外からの支援物資を受け入れる拠点）

【行政の拠点】

施設名	住所
○○総合運動場	○○市□□□1-2-3

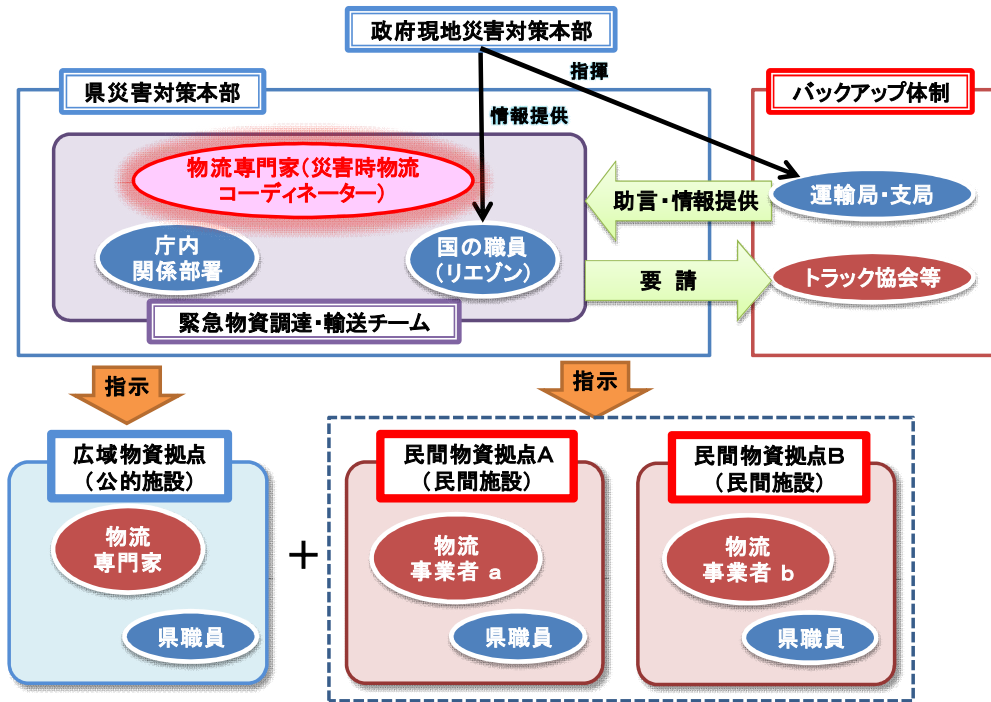
【民間事業者の拠点（候補施設）】

事業者名・施設名	住所
○○(株)□□ターミナル	○○市□□□3-2-1

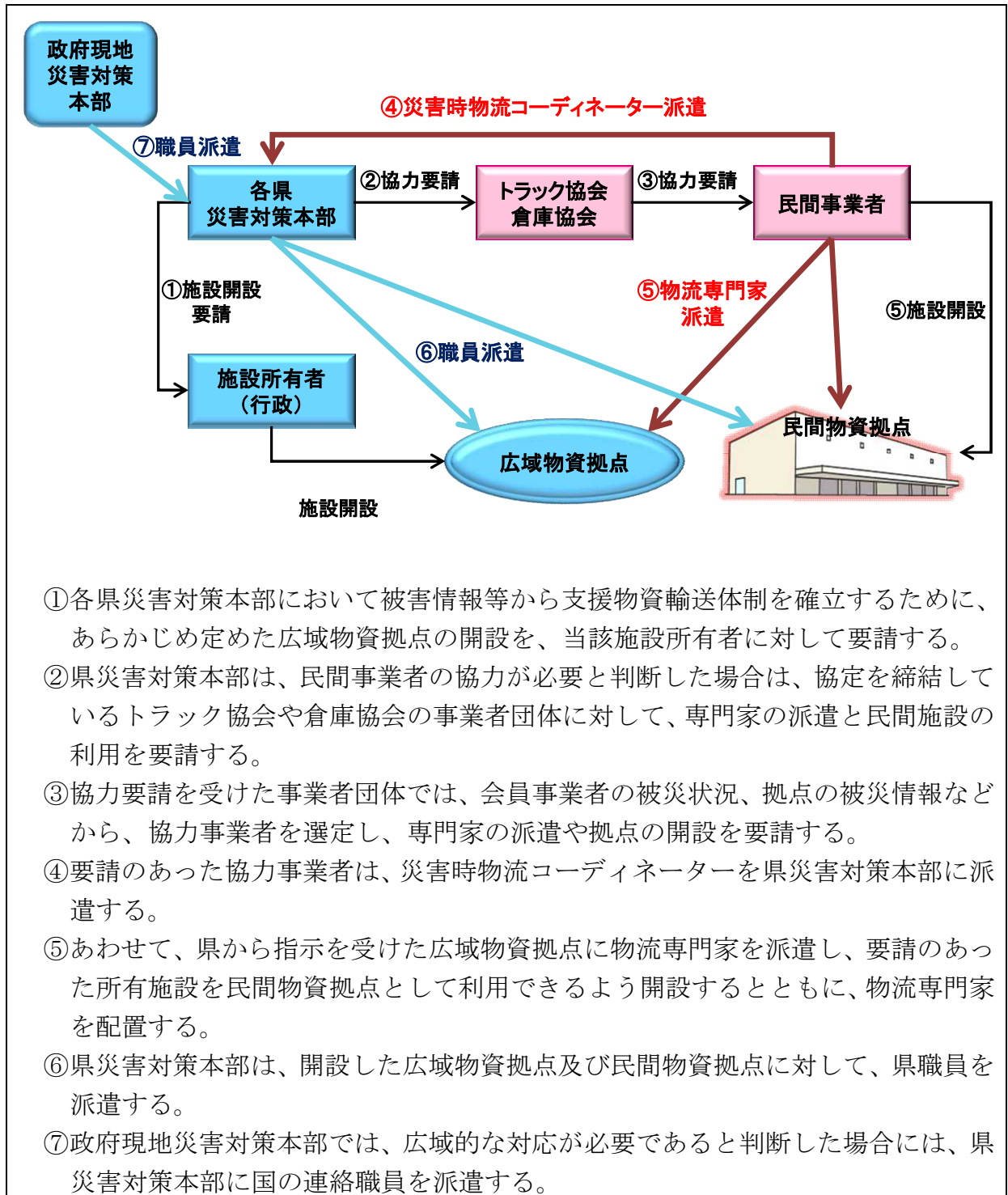
(2) 二次物資拠点（避難所に配送する支援物資を受け入れる拠点）

施設名	住所
○○公園	○○市□□□1-2-3

【県災害対策本部と関係機関、広域物資拠点、民間物資拠点との関係図、体制】



【体制確立までの流れ】



II. 支援物資の受入れ、配送

1. 初動対応～対策本部の立ち上げ

各団体で定めた初動対応に応じて、参集、対策本部の設置等を行う。

2. 被害状況等の把握・収集

(1) 会員事業者の被災状況の把握、民間物資拠点の被災状況

対策本部は、団体の会員事業者の被災状況（各会員のトラック及び運転手の被災状況、運行可能状況）について概略を収集する。以後、継続して状況を収集し、被災状況を更新する。

また、民間物資拠点として挙げられている施設を保有する会員に対しては、それらの施設の被災状況、物資拠点としての活用可能性、供出できる面積、供出可能な時期の目安を把握する。

民間物資拠点候補施設リスト

民間物資拠点	住所	連絡先
〇〇株式会社ターミナル	住所	電話番号
□□株式会社倉庫		

(2) 民間物資拠点の被災状況の伝達

事業者団体は、会員事業者の被災状況及び民間物資拠点の被災状況を取りまとめ、四国運輸局及び各県の緊急物資調達・輸送チームに伝達する。

【連絡先】

〇〇県緊急物資調達・輸送T	電話：
四国運輸局環境・物流課	電話：087-825-1173 F A X：087-822-3412

(3) 広域からの車両等調達備品の必要性の判断及び応援要請

事業者団体は、会員事業者の被災状況全般をふまえ、県内で支援物資物流を実施するために、トラック等が不足するかどうかを判断する。

不足すると判断され、広域からの調達が必要と判断される場合は、全日本トラック協会に応援要請を出すとともに、四国運輸局に対して、広域からの調達が必要なことを電話またはF A X、メール等で伝達する。

【連絡先】

全日本トラック協会	電話：
四国運輸局環境・物流課	電話：087-825-1173 F A X：087-822-3412

3. 支援体制の確立

(1) 災害時物流コーディネーターの選定、派遣

事業者団体は、〇〇県緊急物資調達・輸送チームから「災害時物流コーディネーター派遣要請書」により派遣要請があった場合、団体職員の中から災害時物流コーディネーターを選定し、緊急物資調達・輸送チームに派遣する。

☞ 様式 1 参照

災害時物流コーディネーターの役割

状況に即応した支援物資物流体制構築のための助言で、具体的な内容は下記のとおり。

- ・ 広域からの支援物資の受入れ拠点（広域物資拠点及び民間物資拠点）確保のための調整
- ・ 広域物資拠点及び民間物資拠点の役割分担、機能分担の調整
- ・ 物資配分計画の立案支援、輸送方針の立案支援
- ・ 輸送手段（県内輸送、避難所まで配送）の調達・調整

(2) 民間物資拠点の選定・開設、物流専門家の選定・派遣依頼、輸送手段の確保

事業者団体は、緊急物資調達・輸送チームから民間物資拠点の開設要請、広域物資拠点への物流専門家の派遣要請、物資輸送手段の調達要請があった場合、次のことを行う。

① 民間物資拠点事業者への依頼

民間物資拠点事業者に対して拠点開設と必要な体制の構築、スペースの確保等を依頼する。

② 物流専門家の選定・派遣依頼

会員事業者の被災状況をふまえ、広域物資拠点に派遣する物流専門家を選定し、当該会員に対して、派遣場所、目的、大凡の必要人数も含めて、派遣を依頼する。

③ 輸送手段の確保

会員事業者の被災状況をふまえ、十分な輸送手段（トラック）を調達できるよう会員を複数選定し、候補会員のリストアップをあらかじめ行う。詳細は、配分計画が定まった後に改めて依頼する。

④ 要請に対する回答

〇〇県に、「民間物資拠点開設回答書」「緊急物資輸送等回答書」を提出する。

☞ 様式 3、様式 5 参照

(3) 体制整備の確認

事業者団体は、民間物資拠点の開設、物流専門家の派遣について、準備完了次第、当該事業者から情報を受領する。一定時間待っても連絡がない場合は、当該事業者を確認の連絡を入れる。

(4) 物資輸送手段の確保

県の緊急物資調達・輸送チームからの要請（配送が必要な物資量と発地・着地）をふ

まえ、リストアップした会員事業者に対して必要なトラック台数（または物資量）、発地・着地を伝達する。

伝達後は、当該事業者がトラックを派遣したかどうかを確認する。

(5) 支援実績の逐次報告

会員企業の緊急物資輸送等に関する支援実績について、支援業務が完了するたびに、「緊急物資輸送等業務実績報告書」を県に提出する。

➡ 様式 6 参照

物流事業者編

I. ○○県における物資供給体制の全体像

(1) 広域物資拠点（県外からの支援物資を受け入れる拠点）

【行政の拠点】

施設名	住所
○○総合運動場	○○市□□□1-2-3

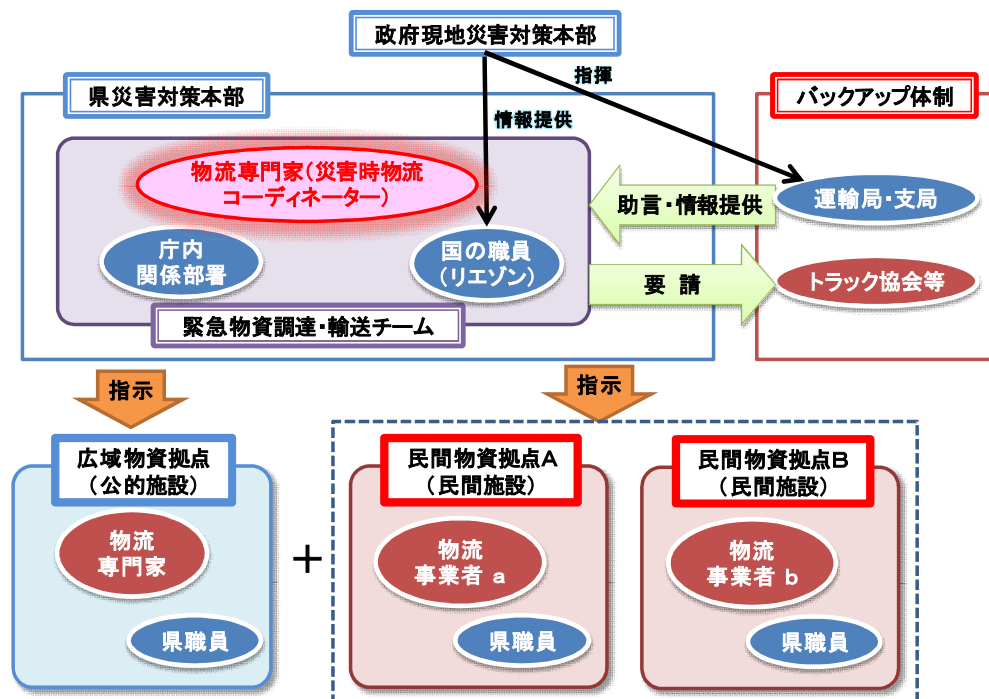
【民間事業者の拠点（候補施設）】

事業者名・施設名	住所
○○(株)□□ターミナル	○○市□□□3-2-1

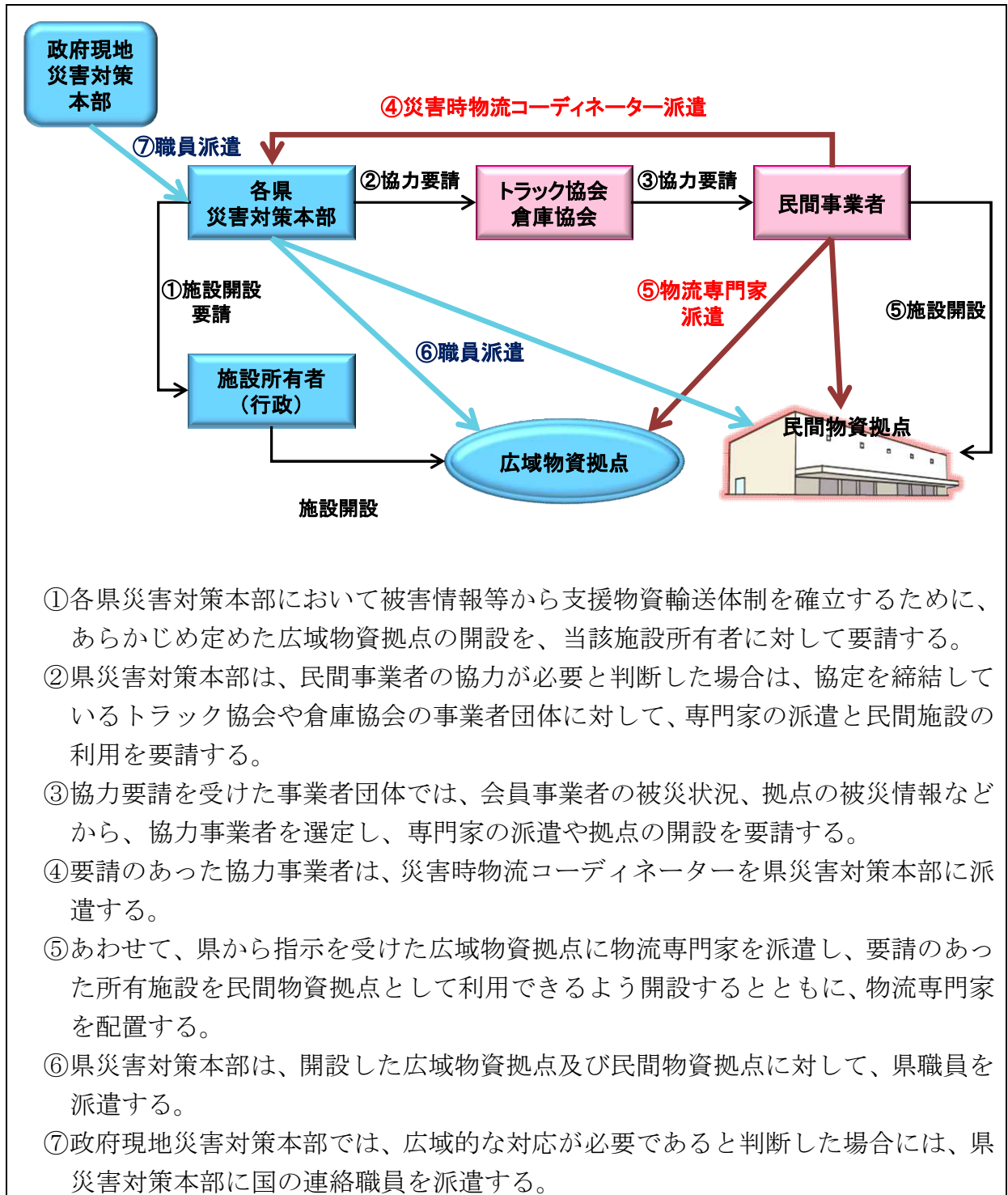
(2) 二次物資拠点（避難所に配送する支援物資を受け入れる拠点）

施設名	住所
○○公園	○○市□□□1-2-3

【県災害対策本部と関係機関、広域物資拠点、民間物資拠点との関係図、体制】



【体制確立までの流れ】



II. 支援物資の受入れ、配送

1. 初動対応～対策本部の立ち上げ

各社の定めるところにより、災害対応の体制を構築する。

2. 被害情報の収集・整理

(1) 従業員、車両、施設等の被害状況の収集

各社の定める方法等により、トラック、倉庫、社員等、関連事業者（子会社等）の被災状況を把握する。

あわせて、民間物資拠点候補として考えている施設については、被災状況（概況）を把握し、民間物資拠点として活用が可能かどうかの判断を行う。活用可能な場合、供出できるスペースのおおむねの面積、供出開始できる時期の目安等を整理する。

(2) 民間物資拠点の被害状況、活用可能性の伝達

事業者団体や四国運輸局からトラック、倉庫等の被災状況（概況）、及び民間物資拠点の被災状況について照会があった場合、上記で収集・整理した情報をふまえ、速やかに連絡する。

【連絡先】

〇〇県トラック協会	電話：
四国運輸局環境・物流課	電話：087-825-1173 F A X：087-822-3412

3. 支援体制の確立

(1) 物流専門家の派遣

事業者団体から、県の広域物資拠点に物流専門家の派遣依頼があった場合、社員等から適切な人材を選定し、指定のあった場所に派遣する。派遣にあたっては、ローテーション体制を計画し、適切に社員等の交代を行う。

また、広域物資拠点での荷卸し～積み込みまでの作業に必要なフォークリフト等の設備等についても、可能であれば確保・提供する。

(2) 物資輸送手段の確保、物資輸送の実施

事業者団体から物資輸送手段の確保及び物資輸送の実施の協力依頼があった場合、依頼のあった場所に必要な量のトラック等を指定された場所に派遣する。

トラック及び運転手は、派遣先（広域物資拠点、民間物資拠点、その他）において、輸送要請の指示を受ける。

(3) 民間物資拠点の開設

① 開設準備

事業者団体から民間物資拠点開設の要請があった場合、速やかに民間物資拠点の開設を行う。

(準備項目) : 通常の営業業務との区分がメイン

☐ 物資拠点として使用するスペースの確保

☐ フォークリフト、作業員等の担当者の選定、ローテーションの決定

☐ 事業者団体、県等との連絡手段（電話、無線、FAX、パソコン（メール）等）の確保

☐ 派遣県職員との共同作業場所の確保

開設準備が完了した後、県の緊急物資調達・輸送チーム及び事業者団体に、完了したことを連絡する。

② 県職員の受入れ

県から派遣された職員を受入れ、県職員が持参したパソコン等の設備を設置し、運営体制を構築する。

4. 広域物資拠点(民間物資拠点)の運営

(1) 物資拠点の体制の確立

広域物資拠点（民間物資拠点）において、広域からの物資を受け入れるため、県職員と連携しながら物流事業者（広域物資拠点の場合は物流専門家、民間物資拠点の場合は当該拠点の施設保有事業者）が中心となって運営する。このため、広域物資拠点（民間物資拠点）における運営は、拠点開設段階から物流事業者が中心に行うものとし、物資の受入れ、荷卸し、仕分け、保管、配送を一元的に物流事業者が行う体制とする。

広域物資拠点(民間物資拠点)における官民の役割分担

物資拠点等における担当	支援物資物流における役割
物流事業者（物流専門家）	拠点の開設（民間施設の場合）、物資の受入れ、荷卸し、仕分け、保管、配送
県職員	緊急物資調達・輸送チームでの意思決定事項の伝達、物流事業者との情報共有

体制の確立にあたっては、広域物資拠点（民間物資拠点）内に連携による活動スペースを確保し、当該場所に必要な設備等を設置する。

広域物資拠点(民間物資拠点)における必要な設備等

机、椅子、パソコン（通信機能付き）、携帯電話、防災行政無線、延長コード、非常用電源、バッテリー、フォークリフト等の荷役に必要な設備
パソコン内部には、物資拠点における「物資管理シート」等の様式が保存されていること。

(2) 配分計画、緊急輸送ルートマップの受領

県の緊急物資調達・輸送チームが作成した配分計画及び緊急輸送ルートマップを、電子メール、FAX等で受領する。

これらの資料は、緊急物資調達・輸送チームが状況に応じて逐次修正し、その都度、送付してくるため、最新の情報を受け取れるように配慮する。

(3) 物資受入れの事前準備

広域物資拠点（民間物資拠点）において、配分計画をふまえ、拠点内での物資の荷卸し場所、保管場所、仕分け方法、積込み場所について、レイアウトを作成する。広域物資拠点については、あらかじめ作成したレイアウト案を参考にする。

(4) 広域からの物資の受入れ

広域からの物資がトラックにより到着した場合、適切に受入れを行う。受入れにあたっては、民間物資拠点においては当該拠点の物流事業者の通常業務の進め方に準じた誘導等を行う。広域物資拠点においては、物流専門家の助言をふまえ、誘導體制等を構築する。

受入れにあたっては、次のことを行う。

①トラック運転手からの資料の受取

トラック運転手から支援物資内訳表を受け取り、荷卸し場所へ誘導する。

②物資の荷卸し

トラックを荷卸し場所へ誘導した後、荷卸し・仕分け作業を行う。その際、物資内容と物資量について検品を行い、配分計画の内容と突合し、内容・数量の整合をチェックする。検品の際、荷姿だけでは物資の内容が分からないものについては、外部に内容を直接記入または内容を記入した用紙を貼り付けるなどを行う。

なお、検品の際に不要物資と判明したものについては、廃棄スペースに移動する。

在庫管理については、可能であれば自社の在庫管理システムを使用する。また、当該物資が届いたことを県の緊急物資調達・輸送チームに連絡する。

③輸送計画の作成

到着した物資の荷姿、配送先の優先順位等を踏まえ、物流専門家はトラックの大きさ、輸送ルート（ピストン輸送orミルクラン輸送）、輸送ルート（緊急輸送ルートマップを活用）等を定めた輸送計画を立案する。

(5) 物資の配送

輸送計画に基づき、配送する物資を適切なトラックに積み込みを行う。積み込みとあわせて、県職員はパソコンで「在庫管理表」に記入する。

積み込み後、県職員はトラック運転手に対して、荷送り証明書と輸送ルートを手渡す。

トラックが拠点を出発した後、県職員は配送先の市町村災害対策本部に、物資量とおおむねの到着時間を連絡する。また、県の緊急物資調達・輸送チームにも同様の内容を連絡する。

☞ 様式9参照

(6) 輸送計画の見直し

県の緊急物資輸送チームからは状況に応じて修正された配分計画、緊急輸送ルートマップが送付されてくる。これをふまえ、輸送計画も逐次修正していく。

(7) 輸送完了の報告

トラック運転手は、指示のあった輸送が完了した場合、その旨を県の緊急物資調達・輸送チームに連絡する。

運輸局編

(1) 初動体制～災害対策体制等の立ち上げ

四国運輸局で定めた初動対応に応じて、参集、四国運輸局庁内・所管施設等の被害状況収集、災害対策本部の設置等を行う。その中で、四国運輸局（地方支局）内に「緊急物資輸送チーム」を設置する。

四国運輸局緊急物資輸送チームの役割

管轄内県の輸送手段調整、広域からの輸送手段調達及びこれらの情報収集・整理 民間物資拠点に係る被害状況の情報収集や開設の支援
--

(2) 各県、物流事業者、交通施設の被災状況の把握

緊急物資輸送チームは、次の被災状況（概況）の収集を行う。

①各県の被災概況

各県の被災概況について、各県及び報道機関、中央政府等から情報を収集し、被災の概況（甚大な損害を受けているかどうか）を把握し、広域からの物資調達や輸送応援の必要性を判断する。

②物流事業者、交通施設の被災状況の把握

物流事業者団体及び交通事業者（鉄道事業者等）の被災概況について、当該事業者団体、事業者から情報を収集する。

③被災状況の報告

収集した物流事業者団体及び交通事業者（鉄道事業者等）の被災概況について、政府現地災害対策本部に報告する。

(3) リエゾンの選定・派遣

緊急物資輸送チームは、被害の大きいと判断される県に対して派遣するリエゾンとなる職員を選定し、該当職員を県の緊急物資調達・輸送チームに派遣する。なお、派遣にあたっては、ローテーション体制を計画し、適切に職員の交代を行う。

リエゾン職員は、県に設置された緊急物資調達・輸送チームにおいて、次の役割を担う。緊急物資調達・輸送チームと四国運輸局との連絡については、定期的に行うとともに、緊急を要する場合については、その都度行うこととする。

リエゾンの役割

広域から配送される支援物資に関する情報収集・整理、その他、広域からの支援物資物流に関する情報の収集・整理
--

(4) 物流事業者、民間物資拠点の被災状況の把握

緊急物資輸送チームは、物流事業者及び民間物資拠点候補施設の被災状況について、物流事業者団体を通じて把握する。

民間物資拠点については、必要に応じて、直接当該事業者から被災状況を収集する。

(5) バックアップ活動

緊急物資輸送チームは、県における支援物資輸送のバックアップを行うため、次の活動を行う。

① 民間物資拠点に関する情報提供

収集した民間物資拠点の被災状況について、リエゾンを通じて、県の緊急物資調達・輸送チームに伝達する。あわせて、物流事業者の被災状況についても伝達する。

② 広域への支援要請、調整

県からトラック数が不足するなどの連絡があった場合、広域からの輸送手段の調達について、四国トラック協会連合会を通じて、各県トラック協会間の相互応援協定にもとづく応援要請を適切な地域のトラック協会に対して行う。この際、必要に応じて四国地域外の協会にも応援要請を行う。この場合は、全日本トラック協会及び政府現地対策本部を通じて行う。県外からの輸送手段の調達ができた場合、リエゾンを通じて県の緊急物資調達・輸送チームに連絡する。

県から物資が不足する場合、リエゾンを通じて、広域からの物資調達のニーズを収集する。調達が必要な物資について政府現地対策本部に伝達し、広域からの調達を要請する。

③ 広域での情報共有

全国の支援機関に対して、被災県の状況、支援物資の調達（現地への到達）状況、広域物資拠点、民間物資拠点の開設状況等の支援物資物流に関する情報について、政府現地対策本部を通じて、情報提供を行う。

必要な様式等

様式 1

文書番号 _____
平成 年 月 日

災害時物流コーディネーター派遣要請書

社団法人 ○○県トラック協会長 殿

○○県知事

「災害時□□□□協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 ○○県災害対策本部に災害時物流コーディネーターの派遣を要請します。
- 2 ○○県災害対策本部の設置場所
○○県庁***大会議室

様式 2

文書番号

平成 年 月 日

民間物資拠点開設要請書

社団法人 ○○県トラック協会長 殿

○○県知事

「災害時□□□□協定」に基づき、下記のとおり民間物資拠点の開設を要請します。

記

- 1 災害及び応援を必要とする状況
- 2 民間物資拠点の開設
_____方面
- 3 開設期間
_____週間程度（必要に応じて延長する可能性がある）

様式 3

文書番号

平成 年 月 日

民間物資拠点開設回答書

〇〇県知事 様

社団法人 〇〇県トラック協会長

「災害時□□□□協定」に基づき、下記のとおり民間物資拠点を開設します。

記

1 民間物資拠点の名称

(住所)

(事業者名)

2 開設期間

_____週間程度（必要に応じて延長する可能性がある）

様式 4

文書番号

平成 年 月 日

緊急物資輸送等要請書

社団法人 ○○県トラック協会長 殿

○○県知事

「災害時□□□□協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 支援内容

- ☐ 物流専門家の派遣、荷役作業
☐ 二次物資集積所、避難所等への支援物資の配送
☐ その他

2 要請内容

活動場所	人員数	活動内容	備考
	人	・広域物資拠点での荷役作業 ・二次物資集積所、避難所等への支援物資の配送 ・その他（ ）	
	人	・広域物資拠点での荷役作業 ・二次物資集積所、避難所等への支援物資の配送 ・その他（ ）	
	人	・広域物資拠点での荷役作業 ・二次物資集積所、避難所等への支援物資の配送 ・その他（ ）	
	人	・広域物資拠点での荷役作業 ・二次物資集積所、避難所等への支援物資の配送 ・その他（ ）	
	人	・広域物資拠点での荷役作業 ・二次物資集積所、避難所等への支援物資の配送 ・その他（ ）	

※なお、輸送する支援物資については、「配分計画」で連絡する。

様式 5

文書番号

平成 年 月 日

緊急物資輸送等回答書

〇〇県知事 様

社団法人 〇〇県トラック協会長

「災害時□□□□協定」に基づき、次のとおり回答します。

活動場所	人員数	活動内容	備考
	人	・広域物資拠点での荷役作業 ・二次物資集積所、避難所等への支援物資の配送 ・その他（ ）	
	人	・広域物資拠点での荷役作業 ・二次物資集積所、避難所等への支援物資の配送 ・その他（ ）	
	人	・広域物資拠点での荷役作業 ・二次物資集積所、避難所等への支援物資の配送 ・その他（ ）	
	人	・広域物資拠点での荷役作業 ・二次物資集積所、避難所等への支援物資の配送 ・その他（ ）	
	人	・広域物資拠点での荷役作業 ・二次物資集積所、避難所等への支援物資の配送 ・その他（ ）	

様式 6

文書番号

平成 年 月 日

緊急物資輸送等業務実績報告書

〇〇県知事 様

社団法人 ○○県トラック協会長

「災害時□□□□協定」に基づき、次のとおり実施したことを報告します。

[illegible]

様式 8

市町村→県 物資要請シート

市町村名：

要請情報													
番号	要請日時		発注・要請者情報			納入・搬入先情報			要請品目				
	日	時 (24H)	市町村名	担当者	連絡先	施設名	所在地	連絡先	品目名	分類	備考	数量	単位

在庫管理表（広域物資拠点、民間物資拠点で使用するもの）

様式9

品目別に管理する。

品目名：飲料水

到着・受取日時		到着内容			出荷日時		出荷内容			累積量			
日	時 (24H)	分類	数量	単位	日	時 (24H)	分類	数量	単位	分類	備考	数量	単位

品目名：食料

到着・受取日時		到着内容			出荷日時		出荷内容			累積量			
日	時 (24H)	分類	数量	単位	日	時 (24H)	分類	数量	単位	分類	備考	数量	単位

品目名：毛布

到着・受取日時		到着内容			出荷日時		出荷内容			累積量			
日	時 (24H)	分類	数量	単位	日	時 (24H)	分類	数量	単位	分類	備考	数量	単位

品目名：粉ミルク

到着・受取日時		到着内容			出荷日時		出荷内容			累積量			
日	時 (24H)	分類	数量	単位	日	時 (24H)	分類	数量	単位	分類	備考	数量	単位

品目名：小児おむつ

到着・受取日時		到着内容			出荷日時		出荷内容			累積量			
日	時 (24H)	分類	数量	単位	日	時 (24H)	分類	数量	単位	分類	備考	数量	単位

品目名：大人おむつ

到着・受取日時		到着内容			出荷日時		出荷内容			累積量			
日	時 (24H)	分類	数量	単位	日	時 (24H)	分類	数量	単位	分類	備考	数量	単位